

会津若松市特別職報酬等審議会委員の募集要領

1 職務内容

議員報酬の額や市長等の給料の額のあり方などについて、意見などを述べていただくなどの審議を行います。

2 募集人数

3名（審議会の定数は10名で公募以外の委員7名）
原則として女性2名、男性1名
ただし、上記定員に満たない場合はこの限りではありません。

3 開催時期

概ね令和6年10月から令和6年12月まで5回程度、平日の日中に開催を予定します（※変更の場合あり）。

4 応募資格

以下の事項を満たす方とします。

- 1 市内に住所を有し、現に市内に居住している方
- 2 満20歳以上である方
- 3 市議会議員、市の職員でない方
- 4 市のほかの審議会等の委員又は出席者でない方
- 5 過去に本審議会の委員になったことのない方
- 6 市民税の滞納がない方
- 7 暴力団及び社会的非難関係者（暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者）でない方

5 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、人事課へ提出（持参、郵送、いずれも可）してください。

※ 申込用紙は、人事課で配布します。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

6 応募期間

令和6年7月26日まで ※当日必着

7 選考方法

応募者が多数の場合は、提出された書類の内容等を勘案して選考します。選考結果については、速やかに郵送により本人あて通知します。なお、応募者が募集人数に達しないときは、応募者全員を委員として決定します。

8 報償

審議会に出席したときは、1回あたり7,000円をお支払いします。

※ 実際にお渡しする金額は上記から源泉徴収した金額になります。

9 問い合わせ

会津若松市役所人事課給与厚生グループ 電話 39-1213（直通）
FAX 39-1411

※ なお、委員となった場合、氏名や審議内容は公開することがあります。